

「愛川町 第1号公園体育館空調設備賃貸借」

仕様書

愛川町

教育委員会 スポーツ・文化振興課

「愛川町 第1号公園体育館空調設備賃貸借」
仕様書

1. 業務名

愛川町 第1号公園体育館空調設備賃貸借

2. 業務の目的

愛川町 第1号公園体育館空調設備賃貸借（以下、「本業務」という。）は、スポーツ・レクリエーションや健康づくりを促進する地域のスポーツ施設として多くの町民に利用され、また災害時の指定避難所機能を有する第1号公園体育館（以下、「本体育館」という。）について、近年の記録的な猛暑に伴う利用者の熱中症対策や、災害時における避難所機能の強化の必要性を踏まえ、本業務においては、スポーツ施設及び避難所機能の双方の視点から、主要室において、夏季及び冬季の室温を適温に保つため、効果的かつ効率的に空調設備を賃貸借により早期に設置することを目的とする。

本仕様書は、「愛川町 第1号公園体育館空調設備賃貸借」公募型プロポーザル実施要領と一対のもので、優先交渉権者の特定に当たり要求する最低の仕様を提示するものである。

なお、空調設備設置業務、賃貸借期間中の維持管理業務に関する仕様は、別途特記仕様書に定めるものとする。

3. 賃貸借期間

空調設備の設置完了日の属する月の翌月から180カ月

※契約締結日、契約期間、設置完了日の詳細については愛川町と本業務の事業者（以下「事業者」という。）が協議の上、別途決定するが、設置完了期限は令和8年12月28日とする。

※本契約は、地方自治法第234条の3に規定する契約であり、愛川町の各年度の当該業務に係る経費の予算の範囲内において給付を受けるものとする。

4. 設置場所

第1号公園体育館（神奈川県愛甲郡愛川町中津4043 詳細は5のとおり）

5. 設置対象室及び空調設備

室名	階数	延床面積(m ²)	室外機(馬力)	室内機
体育室	2	1630.63	合計120以上	室外機の馬力に応じ、次の温度条件が保てるよう配置すること。 夏季 28度以下 冬季 22度以上

柔道場	1	262.5	3室合計 60以上	室外機の馬力に応じ、次の温度条件が保てるよう配置すること。 夏季 28度以下 冬季 22度以上
剣道場	1	262.5		室外機の馬力に応じ、次の温度条件が保てるよう配置すること。 夏季 28度以下 冬季 22度以上
卓球場	1	262.5		室外機の馬力に応じ、次の温度条件が保てるよう配置すること。 夏季 28度以下 冬季 22度以上

- (1) 室外機、室内機、配管、配線、自動制御、換気及びその他一切の設置に付随する設備並びに非常用発電設備を含むエネルギー供給設備を「空調設備」とする。
- (2) 日本国内に本社を有する国内メーカーの製品とし、電気式ヒートポンプエアコン又はガス式ヒートポンプエアコンとすること。
- (3) トップランナー機器の採用等を行い、消費エネルギーを削減するとともに、先進的技術の導入や環境負荷低減、ウイルス・細菌対策機能等、性能の向上が図られた機器とすること。
- (4) 指定避難所として上記表に示した温度を保てるよう、非常用発電設備は、停電が発生した場合において、72時間以上継続して室内機の稼働を維持するため、発電した電力を安定的に供給して使用できるようにすること。
- (5) 対象室へ空調設備を設置する期間中は、対象室の利用を停止する。

6. 業務の実施

- (1) 事業者は、本業務の実施に当たり、地方自治法、同法施行令、同法施行規則、愛川町契約規則及び関連する法令等を遵守すること。
- (2) 事業者は、愛川町と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上、適切な人員配置のもとで本業務を実施すること。

7. 業務内容

本業務の具体的内容は以下に記載のとおり。

- (1) 空調設備の設置及び賃貸借
- (2) 賃貸借期間中の空調設備の維持管理
- (3) (1) (2) に付随するその他業務

8. 賃貸借料の算定

賃貸借料については次の事項を考慮の上算定すること。

- (1) 対象物件を180カ月の賃貸借とした際の賃貸借料の総額及び内訳を算出すること。
- (2) 公租公課、動産総合保険料等の必要経費を見込むこと。
- (3) 物件の維持管理業務費用（メーカー無償分以外）は本賃貸借料に含むこと。

9. 検査及び引き渡し

- (1) 賃貸借物件の設置に先立ち、又は賃貸借物件の設置に際して、必要があると認められるときは、愛川町職員が立ち会い、事業者の履行状況を監督することができる。
- (2) 賃貸借物件の設置完了後、速やかに愛川町の検査を受けること。
- (3) (2)の検査に合格したときをもって、賃貸借物件の引渡しが完了したものとする

10. 支払い

支払い限度額の範囲内で、各月1回の請求に基づき、月額賃貸借料を支払うものとする。

11. 賃貸借期間終了後の扱い

賃貸借期間終了後の賃貸借物件の取扱いについては、愛川町への無償譲渡とする。

12. 業務の委託

下請業者等への業務の委託又は請負については、契約時に愛川町の承諾を得た上で、全て事業者の責任において行うものとし、事業者が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた増加費及び損害は、全て事業者が責任を負うものとする。なお、本業務に関係する全ての第三者は、本仕様書及び特記仕様書の記載を遵守すること。

13. その他

- (1) 本業務の遂行に当たり、十分な資格・経験を有する人員を配置すること。
- (2) 業務の実施に関して取得した情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外には使用しないこと。また、本業務終了後も同様とする。
- (3) 個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律、その他関係法令等に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めること。
- (4) 賃貸借物件を第三者に貸与し、又は質権その他担保の目的に供してはならない。その他本業務により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。
- (5) 事業者が(1)から(4)までの事項に違反したとき又は契約不履行の際は、愛川

町は契約を解除し、事業者に損害賠償を求める場合がある。

- (6) 事業者は、この仕様書に定めのない事項であっても、業務の遂行上、必要な事項は実施しなければならない。また、業務の遂行上、疑義が生じたときは、愛川町と事業者が協議してこれを定めるものとする。